報道資料

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年11月６日
消防庁

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募

消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等について、令和８年11月７日（土）から令和８年12月７日（月）までの間、意見を公募します。

１　改正内容

「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会」、「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」及び「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」の結論等を踏まえ、以下の事項について措置を行うため、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）及び製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成23年総務省告示第559号）を改正するものです。概要については、別紙２を御覧ください。

（１）特定屋外貯蔵タンクの底部溶接部試験への交流電磁場測定法の導入
（２）リチウムイオン蓄電池に係る屋内貯蔵所のスプリンクラー設備の見直し
（３）セルフ給油取扱所における泡消火薬剤に係る措置

２　意見公募対象及び意見公募要領

○　意見公募対象（別紙３、別紙４及び別紙５参照）
・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）
・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）
・製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）
○　意見公募要領の詳細については、別紙１を御覧ください。

３　意見公募の期限

令和８年12月７日（月）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

４　規制の事前評価

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）については、意見募集に先立ち、総務省において規制の事前評価を実施しております（別紙６及び別紙７参照）。

５　今後の予定

意見公募の結果を踏まえ、当該省令等を公布する予定です。



（事務連絡先）
消防庁予防課危険物保安室　今井補佐、池田
TEL　03-5253-7524（直通）
E-mail:fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

別紙１

意見公募要領

１　意見公募対象

・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）
・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）
・製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）

２　意見公募の趣旨・目的・背景

「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会」、「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」及び「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」の結論等を踏まえ、以下の事項について措置を行うため、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）及び製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成23年総務省告示第559号）を改正するものです。

（１）特定屋外貯蔵タンクの底部溶接部試験への交流電磁場測定法の導入
（２）リチウムイオン蓄電池に係る屋内貯蔵所のスプリンクラー設備の見直し
（３）セルフ給油取扱所における泡消火薬剤に係る措置

３　資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov（https://public-comment.e-gov.go.jp/）の「意見募集案件」及び総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

４　意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）又は（３）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

※ 誤投稿防止のため、意見の提出に当たって必ず「意見募集要領（提出先を含む）」及び「命令などの案」の全部を確認してください。

（１）e-Gov を利用する場合

e-Gov（https://public-comment.e-gov.go.jp/）に掲載されている対象の意見提出フォームからご提出ください。

※ e-Gov から提出できる電子ファイルのサイズは４MB までとなっています。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：　fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課危険物保安室　あて

※　スパムメール防止のため＠を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

※　意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※　メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※　電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 20MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8926　東京都千代田区霞が関２－１－２

総務省消防庁予防課危険物保安室　あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

〇ディスクの種類：CD－R、CD－RW、DVD-R 又は DVD-RW

〇ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

〇ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

５　意見提出期間

令和８年 11 月７日（土）から令和８年 12 月７日（月）まで（必着）

※　郵送についても、締切日に必着とします。

６　留意事項

・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。

・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課危険物保安室にて配布又は閲覧に供します。
・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。（連絡担当者の氏名は公表しません。）
・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁予防課危険物保安室
担　当：今井、池田
電　話：03-5253-7524
電子メールアドレス：fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp
※迷惑メール防止のため、＠を「_atmark_」と表示しています。
メールをお送りになる際には、「_atmark_」を＠（半角に修正してください）に直してください。

意　見　書

令和　　年　　月　　日

総務省消防庁
　予防課危険物保安室　あて

郵便番号
（ふりがな）
住所（所在地）
（ふりがな）
氏名（法人又は団体名等）（注１）
電話番号
電子メールアドレス

「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注１　法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。
注２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

別紙２

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案等について

令 和 ８ 年 11 月
消防庁危険物保安室

「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会」、「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」及び「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」の結論を踏まえ、以下の省令及び告示を改正する。

１．改正内容

（１）特定屋外貯蔵タンクの底部溶接部試験への交流電磁場測定法の導入【危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。）第 20 条の８及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）第４条の 37 から第４条の 39 まで関係】

特定屋外貯蔵タンクの底部溶接部に係る保安検査において、「交流電磁場測定法」による試験を活用できるよう規定の整備等を行うこととする。

（２）リチウムイオン蓄電池に係る貯蔵倉庫（屋内貯蔵所）のスプリンクラー設備の見直し【規則第 35 条の２関係】

リチウムイオン蓄電池に係る貯蔵倉庫（屋内貯蔵所）のスプリンクラー設備について、一定の基準を満たす閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるものも設置可能とすることとする。

（３）セルフ給油取扱所における泡消火薬剤に係る措置【製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成 23 年総務省告示第 559 号）第 18 条関係】

セルフ給油取扱所に設置されているパッケージ型固定泡消火設備の泡消火薬剤については、水性膜泡消火薬剤又は機械泡消火薬剤に限定されているところ、一定の消火性能を確認したものである場合は、その種類を問わず用いることを可能とすることとする。

２．施行期日

公布の日の翌日から施行する。

別紙３

○総務省令第　　号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十一条第一項第四号の二及び第二十条第三項第一号の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年　　月　　日

総務大臣　藤井比早之

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下、「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（磁粉探傷試験、浸透探傷試験、渦電流探傷試験及び交流電磁場測定法による試験） 第二十条の八　特定屋外貯蔵タンクの側板とアニュラ板（アニュラ板を設けないものにあつては、底板）、アニュラ板とアニュラ板、アニュラ板と底板及び底板と底板との溶接継手（以下この項において「底部の溶接継手」という。）並びに重ね補修に係る側板と側板との溶接継手（接液部に係るものに限る。）は、磁粉探傷試験を行い、次項に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、磁粉探傷試験によることが困難な場合には浸透探傷試験を、底部の溶接継手（磁粉探傷試験又は浸透探傷試験により、それぞれ次項又は第三項に定める基準に適合していると認められたことがあるものに限る。）が対象となる場合には渦電流探傷試験又は交流電磁場測定法による試験を行うことができる。これらの場合においては、それぞれ第三項又は第四項に定める基準に適合するものでなければならない。 ［2・3　略］ 4　渦電流探傷試験及び交流電磁場測定法による試験に関する合格の基準は、試験の対象となる溶接継手を走査したときに生ずる電圧又は電流の値（電気的信号に変換したものを含む。以下この項において同じ。）が、当該溶接継手を模した試験片に製作した基準となる傷（長さが四ミリメートル、深さが一・五ミリメートルである傷とする。）を走査したときに生ずる電圧又は電流の値を超えないこととする。 （蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の消火設備の特例） 第三十五条の二　［略］ ［2　略］ 3　前項の屋内貯蔵所のうち、次の各号に掲げる消火設備をそれぞれ当該各号に掲げる基準に適合するように設けたものについては、令第二十条第一項及び第二項の規定は適用しない。 一　第二種のスプリンクラー設備　第三十二条の三第五号の規定によるほか、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合するものであること。 イ　第十六条の二の八第二項第五号イ又はロに規定する方法により、蓄電池を貯蔵する場合　次に掲げる基準 (1)　開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備は、第三十二条の三第一号及び第二号の規定によるほか、次に定めるところによること。 (i)　水源は、その水量がスプリンクラーヘッドの設置個数が最も多い放射区域における当該設置個数に三十三・六立方メートルを乘じて得た量以上の量となるように設けること。	（磁粉探傷試験、浸透探傷試験及び渦電流探傷試験） 第二十条の八　特定屋外貯蔵タンクの側板とアニュラ板（アニュラ板を設けないものにあつては、底板）、アニュラ板とアニュラ板、アニュラ板と底板及び底板と底板との溶接継手（以下この項において「底部の溶接継手」という。）並びに重ね補修に係る側板と側板との溶接継手（接液部に係るものに限る。）は、磁粉探傷試験を行い、次項に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、磁粉探傷試験によることが困難な場合には浸透探傷試験を、底部の溶接継手（磁粉探傷試験又は浸透探傷試験により、それぞれ次項又は第三項に定める基準に適合していると認められたことがあるものに限る。）が対象となる場合には渦電流探傷試験を行うことができる。これらの場合においては、それぞれ第三項又は第四項に定める基準に適合するものでなければならない。 ［2・3　同上］ 4　渦電流探傷試験に関する合格の基準は、試験の対象となる溶接継手を走査したときに生ずる電圧又は電流の値（電気的信号に変換したものを含む。以下この項において同じ。）が、当該溶接継手を模した試験片に製作した基準となる傷（長さが四ミリメートル、深さが一・五ミリメートルである傷とする。）を走査したときに生ずる電圧又は電流の値を超えないこととする。 （蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の消火設備の特例） 第三十五条の二　［同上］ ［2　同上］ 3　［同上］ 一　第二種のスプリンクラー設備（開放型スプリンクラーヘッドを用いるものに限る。）　第三十二条の三第一号、第二号及び第五号の規定によるほか、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合するものであること。 イ　［同上］ (1)　水源は、その水量がスプリンクラーヘッドの設置個数が最も多い放射区域における当該設置個数に三十三・六立方メートルを乘じて得た量以上の量となるように設けること。

と。

(ii) いずれの放射区域であつても、それぞれの先端において、放水圧力が〇・二四メガパスカル以上で、かつ、放水量が五百六十リットル毎分以上の性能のものとすること。

(iii) 放射区域と同一の区域にある自動火災報知設備の感知器の作動又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放による圧力検知装置の作動と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁を起動することができるものとすること。

(2) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備は、次に定めるところによること。

(i) スプリンクラーヘッドは、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和四十年自治省令第二号）第二条第一号に規定する標準型ヘッドのうち同条第五号に規定する標示温度が七十五度未満で同令第十二条の感度の種別が一種であり、かつ、同条の有効散水半径が二・三のものとすること。

(ii) スプリンクラーヘッドは、防護対象物の天井又は小屋裏に、当該防護対象物の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が二・一メートル以下となるように設けること。

(iii) 水源は、その水量がスプリンクラーヘッドの設置個数（当該設置個数が十二を超えるときは、十二）に三十三・六立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。

(iv) スプリンクラー設備は、(iii)に定める個数のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が〇・二四メガパスカル以上で、かつ、放水量が五百六十リットル毎分以上の性能のものとすること。

(v) 自動火災報知設備の感知器の作動又は流水検知装置若しくは起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動することができるものとすること。

[削る]

ロ 第十六条の二の八第二項第五号ハに規定する方法により、蓄電池を貯蔵する場合　次に掲げる基準

(1) 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備は、第三十二条の三第一号及び第二号並びにイ(1)(iii)の規定の例によるほか、次に定めるところによること。

(i) 水源は、その水量が最も広い放射区域の面積に一・〇五メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。

(ii) いずれの放射区域であつても、当該放射区域内の放水密度が十七・五ミリメートル毎

(2) いずれの放射区域であつても、それぞれの先端において、放水圧力が〇・二四メガパスカル以上で、かつ、放水量が五百六十リットル毎分以上の性能のものとすること。

(3) 放射区域と同一の区域にある自動火災報知設備の感知器の作動又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放による圧力検知装置の作動と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁を起動することができるものとすること。

ロ 第十六条の二の八第二項第五号ハに規定する方法により、蓄電池を貯蔵する場合　イ(3)の規定の例によるほか、次に掲げる基準

(1) 水源は、その水量が最も広い放射区域の面積に一・〇五メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。

分以上となる性能のものとすること。 ⑵　閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備は、イ⑵(i)、(ii)及び(v)の規定の例によるほか、次に定めるところによること。 (i)　水源は、その水量が防護対象物の床面積（当該防護対象物の床面積が百五十平方メートルを超えるときは、百五十平方メートル）に一・〇五メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。 (ii)　防護対象物のいずれの部分であっても、放水密度が十七・五ミリメートル毎分以上となる性能のものとすること。 ［二・三　略］ ［4　略］	⑵　いずれの放射区域であっても、当該放射区域内の放水密度が十七・五ミリメートル毎分以上となる性能のものとすること。 ［二・三　同上］ ［4　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

この省令は、公布の日の翌日から施行する。

別紙４

○総務省告示第　　号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第二十条の八第二項から第四項まで及び第二十二条の三の二第三項第五号ニの規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和八年　　月　　日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（漏液防止板の構造） 第四条の三十七　規則第二十二条の三の二第三項第五号ニ⑷の告示で定めるところにより造る漏液防止板は、次のとおりとする。 ［一　略］ 二　漏液防止板の溶接は、次によること。 イ　漏液防止板の溶接は、突合せ溶接とすること。ただし、底板の内側に設ける漏液防止板（以下「底部漏液防止板」という。）の厚さが九ミリメートル以下であるものについては、底部漏液防止板の溶接をすみ肉溶接とすることができる。この場合において、漏液防止板と漏液防止板とが接する面は、当該漏液防止板と漏液防止板との溶接部の強度に有害な影響を与える間げきがあつてはならない。 ［ロ　略］ ［三・四　略］ 五　側板の内側に設ける漏液防止板（以下「側部漏液防止板」という。）は、側板と一体化した構造とするとともに、側板と接する部分には腐食を防止するための措置を講ずること。 六　底部漏液防止板には、その下に厚さ五十ミリメートル以上のアスファルトサンド等を敷設すること。 （漏液防止板の溶接部の試験） 第四条の三十八　規則第二十二条の三の二第三項第五号ニ⑷の告示で定めるところにより行う試験は、磁粉探傷試験とする。ただし、磁粉探傷試験によることが困難な場合には浸透探傷試験と、地中タンクの側部漏液防止板と底部漏液防止板又は底部漏液防止板と底部漏液防止板との溶接継手（磁粉探傷試験又は浸透探傷試験により、それぞれ次条において準用する規則第二十条の八第二項又は第三項に定める基準に適合していると認められたことがあるものに限る。）が対象となる場合には渦電流探傷試験又は交流電磁場測定法による試験とすることができる。 （漏液防止板の溶接部の試験基準） 第四条の三十九　規則第二十条の八第二項から第四項までの規定は、規則第二十二条の三の二第三項第五号ニ⑷の告示で定める基準について準用する。この場合において、規則第二十条の八第二項第二号中「アニュラ板と底板及び底板と底板と」とあるのは、「底板の内側に設ける漏液防止板と漏液防止板と」と読み替えるものとする。	（漏液防止板の構造） 第四条の三十七　規則第二十二条の三の二第三項第五号ニ⑷の告示で定める漏液防止板は、次のとおりとする。 ［一　同上］ 二　［同上］ イ　漏液防止板の溶接は、突合せ溶接とすること。ただし、底板の内側に設ける漏液防止板の厚さが九ミリメートル以下であるものについては、底板の内側に設ける漏液防止板の溶接をすみ肉溶接とすることができる。この場合において、漏液防止板と漏液防止板とが接する面は、当該漏液防止板と漏液防止板との溶接部の強度に有害な影響を与える間げきがあつてはならない。 ［ロ　同上］ ［三・四　同上］ 五　側板に設ける漏液防止板は、側板と一体化した構造とするとともに、側板と接する部分には腐食を防止するための措置を講ずること。 六　底板に設ける漏液防止板には、その下に厚さ五十ミリメートル以上のアスファルトサンド等を敷設すること。 （漏液防止板の溶接部の試験） 第四条の三十八　規則第二十二条の三の二第三項第五号ニ⑷の告示で定めるところにより行う試験は、磁粉探傷試験とする。ただし、磁粉探傷試験によることが困難な場合は、浸透探傷試験とすることができる。 （漏液防止板の溶接部の試験基準） 第四条の三十九　規則第二十条の八第二項及び第三項の規定は、規則第二十二条の三の二第三項第五号ニ⑷の告示で定める基準について準用する。この場合において、同条第二項第二号中「アニュラ板と底板及び底板と底板と」とあるのは「底板の内側に設ける漏液防止板と漏液防止板と」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別紙５

○総務省告示第　　号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第三十八条の三の規定に基づき、製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成二十三年総務省告示第五百五十九号）の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和八年　　月　　日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（パッケージ型固定泡消火設備の基準） 第十八条　［略］ ［2・3　略］ 4　パッケージ型固定泡消火設備に用いる泡消火薬剤（規格省令第二条一号に規定する泡消火薬剤又は消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十八号）第一条の二、第一条の三並びに第四条第一項及び第三項の規定に適合する機械泡消火薬剤をいう。別表第七において同じ。）は、次の各号に定めるところによらなければならない。 一　別表第七に定める試験において消火性能を確認したものであること。 ［二　略］ ［5　略］	（パッケージ型固定泡消火設備の基準） 第十八条　［同上］ ［2・3　同上］ 4　パッケージ型固定泡消火設備に用いる泡消火薬剤は、水成膜泡消火薬剤又は機械泡消火薬剤（消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十八号）第一条の二並びに第四条第一項及び第三項の規定に適合するものをいう。以下同じ。）とするほか、次の各号に定めるところによらなければならない。 一　パッケージ型固定泡消火設備に用いる泡消火薬剤は、別表第七に定める試験において消火性能を確認したものであること。 ［二　同上］ ［5　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別紙６

規制の事前評価書（簡素化 A）

法 令 案 の 名 称：危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案等
規 制 の 名 称：特定屋外貯蔵タンクの保安検査に活用可能な試験の追加
規 制 の 区 分：□新設　□拡充　■緩和　□廃止
担 当 部 局：総務省消防庁予防課危険物保安室
評 価 実 施 時 期：令和８年 11 月

★　本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

（該当要件）
ii

（該当理由）
・　特定屋外貯蔵タンクの底部溶接部に係る保安検査について、現行の試験よりも事業者の負担が軽い試験方法を追加する緩和措置であり、またいずれの試験を実施するかは事業者が選択できることから、負担の合計は年間 10 億円未満となることが推計される。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	**規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの（様式2―①）** ※　設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	**規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの（様式2―①）**

1　規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

＜法令案の要旨＞

・　特定屋外貯蔵タンク（注）の底部溶接部に係る保安検査について、一定の条件下で交流電磁場測定法による試験（電磁場現象により試験体の表面きずで生じた磁場の変化を２つの検出コイルで検出し、得られたデジタルデータからきずを視覚的に捉える測定方法）を活用可能とするもの。

（注）貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が千キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所の屋外タンク

＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

・　現行の保安検査では、試験方法として磁粉探傷試験（磁化した試験体に磁粉探傷剤を散布し、きず等によ

って生じた漏洩磁束の影響で形成される磁粉模様を観察して探傷する試験）及び浸透探傷試験（試験体の表面に浸透液を塗布し、余剰の浸透液を除去した後に現像剤を吹き付けることにより、現像剤がきず等の内部から吸い出した浸透液が形成する指示模様を観察して探傷する試験）が認められているほか、令和７年総務省令第 112 号で追加された、渦電流探傷試験（電磁誘導現象によって試験体に発生した渦電流がきず等によって乱れる変化を検出して探傷する試験）を適用できる。

・　磁粉探傷試験や浸透探傷試験では、検査のたびにタンク内部の腐食防止等を目的としたコーティングを剥離、再塗装する必要があり、事業者の負担になっていることから、渦電流探傷試験のようなコーティング上から探傷可能な試験方法の活用が望まれている。

・　令和７年度新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会において、交流電磁測定法による試験について、渦電流探傷試験と同等の検査性能が確認されたところ。

＜必要となる規制緩和・廃止の内容＞

・　「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会」の報告書（令和８年３月 25 日）を踏まえ、特定屋外タンクの底部溶接部に係る保安検査において、交流電磁場測定法による試験を一定の条件下（注）で活用可能とする。

（注）磁粉探傷試験又は浸透探傷試験により、基準に適合していると認められたことがあること

２　効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

・　タンクのコーティングの剥離、再塗装が不要な試験を導入することで事業者の負担が軽減される。10 万キロリットル級のタンクの場合、磁粉探傷試験等に比べ、1 基あたりで工期について約１～２か月、費用については約 15～30 百万円の削減が見込まれる。

３　負担の把握

【緩和・廃止】

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担＞

・　事業者の負担軽減を目的として、検査に一定の条件下で活用可能な試験を追加するものであり、現行と同等の検査が行えることを確認していることから、「規制緩和・廃止により顕在化する負担」は見込まれない。

＜行政費用＞

・　特定屋外貯蔵タンクで発生した事故については、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証が可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。

４　利害関係者からの意見聴取

【緩和・廃止】

■意見聴取した　□意見聴取しなかった

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

・　調査検討会において、一定の条件下であれば交流電磁場測定法による試験が現行の検査と同程度の検査水準を確保できることについて、関係業界団体から特段の異論はなかった。

＜関連する会合の名称、開催日＞

・　「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会」（令和７年７月４日、同年 12 月８日、令和８年２月 27 日）

＜関連する会合の議事録の公表＞

・　https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-180.html

５　事後評価の実施時期

【緩和・廃止】

・　施行後おおむね５年以内に事後評価を実施予定。

別紙７

規制の事前評価書

法 令 案 の 名 称：危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案
規 制 の 名 称：リチウムイオン蓄電池の貯蔵等を行う屋内貯蔵所の消火設備に係る規制の見直し
規 制 の 区 分：□新設　□拡充　■緩和　□廃止
担 当 部 局：総務省消防庁予防課危険物保安室
評 価 実 施 時 期：令和８年 11 月

１　規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

＜法令案の要旨＞

・　リチウムイオン蓄電池の電解液は消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物であるため、一定量以上のリチウムイオン蓄電池を保管する場合は、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「令」という。）や危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。）で定める位置、構造及び設備の技術上の基準を満たす貯蔵所で保管する必要がある。

・　危険物の貯蔵所のうち、屋内貯蔵所については、令第 20 条第１項及び第２項においてその消火設備の技術上の基準（危険物の品名や最大数量等に応じて必要とされる消火設備の設置義務に係る規制等）が定められている。このうち、第４類の危険物に適応する消火設備については、通常スプリンクラー設備は認められておらず、他の消火設備の設置義務が生じている。

・　一方で、同条第３項第１号において、リチウムイオン蓄電池内で貯蔵される第２類（電解液が染み込んだ可燃性固体）又は第４類（引火性液体）の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、特例を定める（一定の基準を満たすことにより安全性を確保する場合、令第 20 条第１項及び第２項の規定を適用せず、スプリンクラー設備の使用を可能とする）ことができるとされている。そして、規則第 35 条の２第３項第１号において、開放型スプリンクラーヘッドを用いるものに限り、一定の基準（放水量等）を満たした場合に、使用を可能としている。

・　今般の改正は、上記屋内貯蔵所におけるスプリンクラー設備について、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるものについても、一定の基準を満たした場合に使用を認めることとするものである。

＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

・　電気自動車の普及が進み、リチウムイオン蓄電池の需要が高まる中、米国において行われた消火実験においては、スプリンクラー設備のうち閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるものについても一定の基準を満たした場合には消火性能が認められることが明らかになっており、事業者から閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるものについても使用できるよう要望があることを踏まえ、規制の見直しを行う必要がある。

＜必要となる規制緩和・廃止の内容＞

・　「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」の報告書（令和５年２月 15 日）及びその後の事業者からの要望を踏まえ、スプリンクラー設備のうち閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるものについて、一定の基準（放水量等）を満たした場合には、使用を可能とする。

２　効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

・　リチウムイオン蓄電池のリスクに応じた柔軟な規制を適用することにより、屋内貯蔵所の消火設備について認められるものを拡充することで屋内貯蔵所の新設等が進み、国内におけるリチウムイオン蓄電池の普及拡大や国際競争力の向上に寄与する。なお、従前省令において認められていた開放型スプリンクラーに比べ閉鎖型スプリンクラーの方がヘッドの配置間隔が大きく、同一面積におけるヘッドの個数が少なくなることで、設置費用が減少すること等も想定されるが、屋内貯蔵所の消火設備の設置状況は様々であり、効果について定量化することは困難である。

・　事後評価の際には、事業者から課題の解消状況や更なるニーズの有無等を聞き取った上で検証を行う。

3　負担の把握

【緩和・廃止】

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担＞

・　一定の基準を満たす場合にのみ認められる特例であることから、安全性は規制緩和前と変わらず、「規制緩和・廃止により顕在化する負担」は見込まれない。

＜行政費用＞

・　改正後の基準が適用される屋内貯蔵所での火災による被害の状況等は、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証することが可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。

4　利害関係者からの意見聴取

【緩和・廃止】

■意見聴取した　□意見聴取しなかった

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

・　下記の検討会において、スプリンクラー設備について、消火実験で使用したものと同等以上の放水性能があり、貯蔵方法も同等であれば、火災安全性が確保されると考えられるとされた。

＜関連する会合の名称、開催日＞

・　リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会（令和４年３月 25 日、同年５月 13 日、令和５年１月５日）

＜関連する会合の議事録の公表＞

・　https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-108.html

5　事後評価の実施時期

【緩和・廃止】

・　施行後おおむね５年以内に事後評価を実施予定。